公益社団法人 茨城県臨床検査技師会 組織運営規程

第1章 総 則

(総則)

- 第1条 この法人の組織運営は、定款によるほか組織運営規程(以下「本規程」という) 及び、公印取扱規程、役員推薦規程、会計規程、文書管理規程、情報管理規程、個人情 報保護指針及び倫理指針の定めるところによる。
- 第2条 この法人の略称は、「茨臨技」とする。
- 2 この法人の英文名は、Ibaraki Association of Medical Technologists 、 略称を 「 I A M T 」 とする。
- 3 この法人の会章及び徽章は、次のとおりとする。





(目的及び管理)

- 第3条 この法人の定款を体系的に整備し、適正な管理並びに運用による法人運営の合理 化を図る事を目的として「本規程」を定める。
- 2 「本規程」に準拠し、必要な事項を補うための詳細については、組織運営細則を別に定める。

第2章 公 印

(公印)

第4条 この法人の公印は4種類とし、その種別及び取扱に関しては、別に定める「公印取扱規程」による。

第3章 会 員

(会員)

第5条 この法人の会員は、定款 第3章 第5条の3種とし、正会員をもって民法上の

社員とする。

(資格の届出)

- 第6条 この法人の正会員の入会及び退会する者は、理事会の定めた入会及び退会のため の所定の用紙(会員・施設登録)を会長に提出しなければならない。
- 2 この法人の賛助会員の入会及び退会する者は、理事会の定めた入会及び退会のための所定の用紙(会員・施設登録)を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の入会金、会費及び納入期限は、別に定める「組織運営細則」 第2章 入会金(再入会)・会費による。

第4章 役 員

(役員の定義)

第8条 この法人の役員は、定款 第5章 第22条による。

(役員候補者の選出)

- 第9条 この法人の役員の選出方法については、以下により選出し、別に定める「役員推薦規程」(以下「役推規程」という)による。
- 第10条 この法人の役員候補者は、役員推薦委員会(以下「役推委」という)において 選出し、委員長が総会に提案する。

(選出区分)

第11条 理事候補者は20名以内とし、地区割りは、別表(1)のとおりとし、別枠として会長は、2名以内の理事を推薦できる。

(理事地区選出)

- 第12条 理事は原則として地区正会員の比例定数割りにて候補数とする。 但し、各地区理事は5名以上10名以内とする。
- 第13条 監事候補者は、理事候補者とは別に2名を選出し、1名は外部監事とする。 (報酬と費用の弁償)
- 第14条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、全ての正会員には業務執行に係わる 費用を弁償することができる。これは別に定める「組織運営細則」第3章 旅費による。
- 2 事務職員に対しては、報酬等を支給することができる。これは別に定める 「組織運営細則」第4章 事務職員就業による。

第5章 執行機関

(理事会及び三役会)

- 第15条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、定款 第5章 第22条の定めに拘ら ず三役会を設置する。
- 2 理事会は、定款 第6章 第31条の定めにより理事をもって構成する。

3 三役会は、会長、副会長、常務理事で構成する。

(理事会及び三役会の招集)

- 第16条 会長の招集する理事会を年4回以上開催する。
- 2 三役会は会長が招集し、原則として4回以上開催する。
- 3 前2項において、会長が必要と認めたときは臨時に開催できる。
- 4 三役会は、文書をもって会議に代える事ができる。

第6章 運営組織

(部局会の設置)

- 第17条 この法人の事業運営を円滑に計るため、定款 第5章 第22条の定めに拘らず、 部局会を置く。
- 2 部局会は、部局長を担当する理事をもって構成する。
- 3 部局会は、会長が必要と認めたとき随時開催することができる。

(部局の設置)

- 第18条 この法人の事業運営を円滑にするため、次の部局を置き、会長以外の理事は それぞれの部局を担当する。
 - (1)総務局(1、庶務企画部2、会計部3、事務職員)
 - (2) 渉外公益事業部
 - (3) 学術研究部
 - (4) 組織厚生部
 - (5) 広報編集部
- 2 副会長は、総務、渉外公益及び学術を各々担当する。
- 3 総務局には、局長及び次長を置き、常務理事が担当する。
- 4 各部局員は、三役会で推薦し理事会で選任する。
- 5 各部局長は、理事会で選任する。
- 第19条 総務局庶務企画部においては、次の事業を行う。
 - (1) 規約及び諸規定に関すること
 - (2) 会務の企画及び改善に関すること
 - (3) 対外の送受、発行に関すること
 - (4) 会務の報告及び会議・議事録に関すること
 - (5) 文書の送受、発行に関すること
 - (6) ホームページに関すること
 - (7) 物品に関すること
 - (8) 他の部の所管に属さないこと
- 2 この法人の文書及び個人情報は、目的を達成するために善良な執行者の注意をもって管理しなければならない。そのため「文書管理規程」及び「情報管理規程」を別に定める。

- 3 この法人に基づく表彰選考にあたり、表彰推薦委員会を置き、公正を期すため「組織運営細則」第6章表彰推薦を定める。
- 第20条 総務局会計部においては、次の事業を行う。
 - (1) 現金の保管、出納に関すること
 - (2) 会計簿の作製及び保管に関すること
 - (3) 年度予算の編成及び決算書の作成に関すること
 - (4) 経理状況の報告に関すること
 - (5) その他会計に関すること
- 2 この法人の会計は、目的を達成するために善良な執行者の注意をもって管理しなければならない。そのため「会計規程」を別に定める。
- 第21条 渉外公益事業部においては、次の事業を行う。
 - (1) 渉外事業に関すること
 - (2) 公益事業に関すること
 - (3) 啓発宣伝及び待遇改善に関すること
 - (4) 他団体及び養成機関に関すること
 - (5)「臨床検査フェア」に関すること
 - (6) 表彰に関すること
- 2 前項の事業活動を円滑に推進するために、「公益事業運営内規」を別に定める。
- 3 行政庁及び関連団体表彰等選考にあたり、表彰推薦委員会を置き、公正を期すため 「組織運営細則」第6章 表彰推薦を別に定める。
- 第22条 学術研究部においては、次の事業を行う。
 - (1) 学術及び科学技術の振興に関すること
 - (2) 臨床検査の精度管理に関すること
 - (3) 学会及び研修会等の開催運営に関すること
 - (4) 生涯教育に関すること
 - (5) 研究部門活動に関すること
 - (6)「臨床検査フォーラム」に関すること
 - (7) その他学術に関すること
- 2 学術研究部は、前項の学術事業活動を円滑に推進するために、「組織運営細則」第7章 学術研究部運営を別に定める。
- 3 学会開催の運営については、「組織運営細則」 第8章 臨床検査学会に定める。
- 第23条 組織厚生部においては、次の事業を行う。
 - (1) 会員名簿の整備に関すること
 - (2) 会の活動及び組織強化に関すること
 - (3) 会の事業の調査研究に関すること
 - (4) その他組織調査に関すること

- (5) 講習会及び講演会に関すること
- (6) 福利厚生に関すること
- 2 会員の慶弔費の給付は、「組織運営細則」第9章 慶弔で別に定める。
- 3 賛助会員との懇親融和とこの法人の事業等の適正化を図るため、賛助会員連絡協議会を 置き、「組織運営細則」第10章 賛助会員連絡協議会で定める。
- 第24条 広報編集部においては、次の事業を行う。
 - (1)会誌、会報の企画および編集に関すること
 - (2) ホームページに関すること
 - (3) その他広報編集に関すること
- 2 会誌掲載論文の水準の維持・向上を図るため、「組織運営細則」第11章 学会査読で定め、会誌等の投稿においての詳細は、別に定める「投稿査読内規」による。

(地区担当理事の配置)

- 第25条 事業運営の円滑を計るため北東、南西地区に分割し、各地区に地区担当理事を 各2名配置する。
- 2 地区担当理事は理事会で選出する。

(専門委員会の設置)

- 第26条 この法人の組織運営のため、定款 第5章 第22条の定めに拘らず、理事会が 必要と認めた場合、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、理事会の諮問事項を調査研究し、その結果を答申する。
- 3 各種専門委員の推薦及び定数は、理事会で決議し、「組織運営細則」第5章 専門委員会で別に定める。
- 4 各種専門委員は、会長が委嘱する。専門委員会の委員長は委員の互選とする。但し、役員推薦委員は、会長が推薦し、理事会及び総会の承認を得なければならない。
- 5 専門委員会は、理事会の要請により委員長がこれを招集する。

(顧問)

- 第27条 定款 第5章 第28条に定めたほか、顧問は5名以内とし、この法人の会員 資格の有無は問わない。
- 2 任期は2年とする。但し再任する事ができる。

第7章 附 則

(改廃)

- 第28条 新しい事項で本規程に定めていないものは、理事会の議決を経て、「組織運営 細則」で定める。
- 第29条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

1 この規程は、平成25年 8月1日より施行する。

別表(1)地区割り

- ・ 茨城県保健医療圏に基づき、北東地区と南西地区の2地区制とする。
- *北東地区:①日立保健医療圈

(北茨城・高萩・日立)

②常陸太田・ひたちなか保健医療圏

(大子・常陸太田・常陸大宮・那珂・東海・ひたちなか)

③水戸保健医療圏

(城里・水戸・笠間・茨城・大洗・小美玉)

④鹿行保健医療圏

(鉾田・行方・潮来・鹿島・神栖)

*南西地区:①筑西•下妻保健医療圈

(桜川・筑西・結城・下妻・八千代)

②古河·坂東保健医療圈

(古河・境・坂東・五霞)

③土浦保健医療圏

(石岡・土浦・かすみがうら)

④つくば保健医療圏

(つくば・常総・つくばみらい)

⑤取手・竜ケ崎保健医療圏

(守谷・取手・牛久・龍ケ崎・利根・河内・稲敷・阿見・美浦) **地区内の医療圏を考慮する。